

日司連発第 1495 号
平成 17 年 3 月 11 日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会
会長 中 村 邦 夫

会社分割による抵当権移転の登記原因証明情報モデルについて（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記モデルを作成いたしましたので、別添のとおりお知らせいたします。

なお、会社分割による根抵当権移転のモデルにつきましては、登記原因証明情報として会社分割がされた旨の記載がある商業登記事項証明書のみで足りるのではないかとの意見がありますが、分割契約書における「分割契約の部分」を併せて示す必要があると思われまますので、地元登記官と協議のうえ、ご対応下さるようお願いいたします。

会社分割による抵当権移転

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項 注1

- (1) 登記の目的 * 番抵当権移転
(2) 登記の原因 平成17年3月1日 会社分割
(3) 当事者 権利者 住所 甲
義務者 住所 乙
(4) 不動産 省略

2 登記の原因となる事実又は法律行為 注2

(1) 吸収分割契約

甲と乙は、平成16年10月31日、同日付けの分割契約書において、甲が乙から乙の***事業に関する営業(以下、承継事業という)を承継する旨の吸収分割契約を締結した。

(2) 承継する権利義務

甲と乙は、(1)の契約において、平成17年1月31日を分割期日とし、同日において承継事業に属する権利義務を甲が乙から承継すると定めた。

(3) 会社分割による変更登記

甲は、平成17年3月1日、甲の本店所在地において、乙から会社分割がされた旨の変更登記を行い、同日、(1)記載の会社分割の効力が生じた(別添 商業登記事項証明書記載のとおり)。

(4) 承継事業に属する債権を被担保債権とする抵当権

本件抵当権の被担保債権は、(1)記載の分割契約書に承継事業に属する権利として記載されており、分割期日においても承継事業に属していた。

(5) 抵当権の移転

よって、本件抵当権は、平成17年3月1日、乙から甲に移転した。

平成17年3月7日 **法務局**出張所 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。 注3

(承継会社) 住所 甲 (印)
(分割会社) 住所 乙 (印)

当職は、司法書士法に基づき、上記当事者の依頼を受け、不動産登記法所定の登記原因証明情報を作成し、司法書士法施行規則第28条の規定により記名押印する。

県市**町二丁目15番6号
司法書士 日司連 花子(登録番号 **第***号) (職印)

本例は、会社分割による抵当権移転登記の事例である。
記載方法については、所有権移転の事例の注を参照。